

答申第 152 号

平成 15 年 12 月 18 日

神奈川県公安委員会
委員長 石井 明 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 12 月 25 日付けで諮問された通信傍受法に基づく令状請求に係る文書等不存在の件（諮問第 244 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の施行前であるため、同法に基づく傍受令状の請求書及び通信傍受の記録は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成14年12月3日付けで、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、不服申立人が特定の場所に居住していた平成11年12月から平成12年5月までの期間（以下「特定期間」という。）において、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）に基づき、不服申立人を当事者として、裁判官に提出された傍受令状の請求書及び同令状に基づき作成された通信傍受の記録（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、警察本部長は、平成14年12月12日付けで、本件行政文書は、作成していないため存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成14年12月16日付けで神奈川県公安委員会に対して行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 実際に令状に基づく盗聴・盗撮が行われたと考えるので、本件行政文書は、存在するはずである。
存在しないとなれば、日本は、公然と人権侵害を行い得る無法国家ということになる。
- (2) 不服申立人は、実施機関の職員が何らかの書類を隠蔽している旨の話をしているのを聞いている。盗聴・盗撮という違憲な行為に対する訴訟において、本件行政文書は、重要な証拠となるのであるから、本件行政文書を提出して誠意を示してもらいたい。

(3) その他

ア 不服申立人が本件公開請求の対象とした特定期間は、通信傍受法の施行期日より前であるため、同法の適用を受けないことは理解したが、そうだとすれば、特定期間に受けていた盗聴・盗撮は、通信傍受法に基づくものではなく、刑事訴訟法にも違反したものであるから、法律を無視した違法な盗聴・盗撮行為が行われていたと考える。

イ 盗聴・盗撮の実態を明らかにするために、情報公開請求を行った。

実施機関は、誠意と正義感を持って、盗聴・盗撮を終わらせてもらいたい。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が通信傍受法の規定に基づいて、不服申立人を当事者とした通信傍受を行うために、裁判官に請求したとされる傍受令状の請求書及び同令状に基づき作成されたとされる通信の記録である。

(2) 本件行政文書の存否について

通信傍受法は、平成11年8月18日に公布され、平成12年8月15日に施行されたものであり、不服申立人が本件公開請求の対象とする特定期間は同法施行期日前である。

法律の効力は、施行期日をもって発生するものであるから、通信傍受法の施行期日より前において、裁判官に対して傍受令状を請求し、さらに裁判官から傍受令状の発付を受けた上で通信傍受を行い、その記録を作成するということはありません。

したがって、本件行政文書は、実施機関において作成していないため、存在しない。

なお、従来の通信傍受は、刑事訴訟法第218条第1項の規定を根拠として、裁判官が発付する検証許可状に基づいて行ってきたが、平成11年9月7日に刑事訴訟法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、同日以降、刑事訴訟法を根拠とした通信傍受は行い得なくなりました。

(3) その他

実施機関は、違法な捜査活動をしていないので、不服申立人が主張する盗聴・盗撮等による人権侵害は行っていない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が通信傍受法の規定に基づいて、不服申立人を当事者とした通信傍受を行うために、裁判官に請求したとされる傍受令状の請求書及び同令状に基づき作成されたとされる通信の記録である。

(3) 本件行政文書の存否について

不服申立人は、実際に令状に基づく盗聴・盗撮が行われたと考えるので、本件行政文書は存在するはずである旨主張している。

これに対して、実施機関は、本件公開請求の請求対象とされる特定期間は通信傍受法の施行期日前であり、同法の施行期日よりも前において、裁判官に対して傍受令状を請求し、さらに裁判官から傍受令状の発付を受けた上で通信傍受を行い、その記録を作成することはあり得ない旨説明している。

通信傍受法は、平成11年8月18日に公布され、平成12年8月15日に施行されている。

法律の効力は法律が施行されたことにより発生するものであるが、不服申立人が本件公開請求の対象とする特定期間は、通信傍受法の施行期日よりも前であるから、裁判官に対して傍受令状を請求し、裁判官から当該傍受令状の発付を受けて通信傍受を行い、その記録を作成することはあり得ないとする。

したがって、本件行政文書は存在しないという実施機関の説明は、首肯できる。

なお、従来、通信傍受は、刑事訴訟法第218条第1項の規定に基づいて

行われてきたが、平成 11 年 9 月 7 日に施行された刑事訴訟法の一部を改正する法律により、刑事訴訟法第 222 条の 2 「通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる」との規定が追加されたことに伴い、同日以降、刑事訴訟法は通信傍受の根拠となり得なくなった。

(4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 3 (3) の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 12 月 25 日	諮問
平成 15 年 1 月 7 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 7 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 12 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
2 月 18 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
2 月 20 日	実施機関に非公開等理由説明書に対する意見書を送付
8 月 28 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 24 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10 月 8 日 (第 26 回部会)	審議
11 月 19 日 (第 27 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	獨 協 大 学 教 授	
鈴木 敏子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹森 裕子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田中 隆三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉卷 弘光	東 海 大 学 教 授	
千葉 準一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀部 政男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 15 年 12 月 18 日現在)(五十音順)